

# 【別紙】訪問介護(サービス料金表)

【令和6年4月現在】

| ○基本料金（各1回につき） |               |     |        | ご利用者様負担額 |        |        |
|---------------|---------------|-----|--------|----------|--------|--------|
| サービス内容        | 1回当たりの所要時間    | 単位数 | 金額     | 1割負担     | 2割負担   | 3割負担   |
| 身体介護          | 20分未満         | 163 | ¥1,630 | ¥163     | ¥326   | ¥489   |
|               | 20分以上30分未満    | 244 | ¥2,440 | ¥244     | ¥488   | ¥732   |
|               | 30分以上1時間未満    | 387 | ¥3,870 | ¥387     | ¥774   | ¥1,161 |
|               | 1時間以上1時間30分未満 | 567 | ¥5,670 | ¥567     | ¥1,134 | ¥1,701 |
| 生活援助          | 20分以上45分未満    | 179 | ¥1,790 | ¥179     | ¥358   | ¥537   |
|               | 45分以上         | 220 | ¥2,200 | ¥220     | ¥440   | ¥660   |
| 通院等乗降介助       |               | 97  | ¥970   | ¥97      | ¥194   | ¥291   |

## ○早朝・夜間・深夜加算

|                |                      |
|----------------|----------------------|
| 早朝（午前6時～10時）   | 上記料金に対して 25%加算になります。 |
| 夜間（午後6時～10時）   |                      |
| 深夜（午後10時～午前6時） | 上記料金に対して 50%加算になります。 |

※2人の訪問介護員でサービスを行う必要がある場合はご契約者の同意の上で通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

（例）体重の思い方に対する入浴介助等の重介護をサービスを行う場合。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

○その他加算料金 ※令和6年6月1日から算定

|               |                                           |        | ご利用者様負担額 |      |      |
|---------------|-------------------------------------------|--------|----------|------|------|
|               | 単位数                                       | 金額     | 1割負担     | 2割負担 | 3割負担 |
| 初回加算          | 200                                       | ¥2,000 | ¥200     | ¥400 | ¥600 |
| 緊急時訪問介護加算     | 100                                       | ¥1,000 | ¥100     | ¥200 | ¥300 |
| 生活機能向上連携加算（Ⅰ） | 100                                       | ¥1,000 | ¥100     | ¥200 | ¥300 |
| 生活機能向上連携加算（Ⅱ） | 200                                       | ¥2,000 | ¥200     | ¥400 | ¥600 |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅰ  | 介護保険利用において別途合計額に24.5%相当の介護職員処遇改善加算が加わります。 |        |          |      |      |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅱ  | 介護保険利用において別途合計額に22.4%相当の介護職員処遇改善加算が加わります。 |        |          |      |      |

○特定事業所加算

| 加 算 名      | 加 算 割 合   | 条 件                         |
|------------|-----------|-----------------------------|
| 特定事業所加算（Ⅰ） | 所定単位数の20% | 体制要件、人材要件（１）及び（２）、重度対応要件（１） |
| 特定事業所加算（Ⅱ） | 所定単位数の10% | 体制要件、人材要件（１）、又は（２）          |

●初回加算：新規の利用者へサービス提供した場合の加算です。

●生活機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）：サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合に加算します。

●介護職員処遇改善加算：介護サービス事業所が、介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場の労働環境の改善を行ったりした場合に、その介護サービス事業所に対してお金が支払われる加算です。

●介護職員特定処遇改善加算：介護職員の経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる労働環境、処遇改善を行ったりした場合に、その介護サービス事業所に対して支払われる加算です。

●介護職員等ベースアップ等支援加算：コロナの克服と新時代開拓のための経済対策の取り組みの一環で、職員の定着率の向上とサービスの質を維持するための加算制度です。

※介護職員等処遇改善加算に一本化

●特定事業所加算：サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保やヘルパーの活動環境の整備等を行っている事業所に対して加算がされる制度です。